

建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項） にかかると特記仕様書

1. 適用する場合の基準等

- (1) 建設工事請負契約書第25条第5項の運用について
（令和4年6月29日改定）
実施フロー及び関係様式
- (2) 建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル（案）
（令和4年9月）

2. 実際の購入金額でスライド額の算定を希望する場合

本工事において、建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）を適用し、実際の購入金額でスライド額の算定を希望する場合は、受注者が提出する「実際の購入金額が適当であることを証明する書類」について、当該書類の重大な部分において真実と異なる記載がないこと。

なお、契約金額の支払後、契約の履行途中において提出された「実際の購入金額が適当であることを証明する書類」について、当該書類の重大な部分において真実と異なる記載があると判明した場合、増額スライドの場合は「実際の購入金額を用いて算定したスライド額」に対し、減額スライドの場合には「実際の購入金額を用いて算定したスライド額」と「実勢価格を用いて算定したスライド額」の差額に対し、支払日から返還日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を発注者に返還するものとする。

また、契約の履行途中において提出された「実際の購入金額が適当であることを証明する書類」について、当該書類の重大な部分において真実と異なる記載があると判明した場合、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止の対象となることがある。